

## 裁判員経験者の意見交換会議事概要

- 1 日時 平成30年7月9日（月）午後3時から午後5時まで
- 2 場所 東京地方裁判所第2会議室
- 3 参加者等

司会者 下 津 健 司（東京地方裁判所刑事部判事）  
裁判官 寺 尾 亮（東京地方裁判所刑事部判事）  
検察官 河 原 将 一（東京地方検察庁公判部副部長）  
検察官 川 上 岳（東京地方検察庁公判部検事）  
検察官 堀 越 健 二（東京地方検察庁公判部検事）  
弁護士 牧 野 茂（第二東京弁護士会所属）  
弁護士 田 中 翔（東京弁護士会所属）  
弁護士 長 島 弘 幸（第一東京弁護士会所属）

裁判員経験者6名は、着席順に「1番」等と表記した。

## 4 議事概要

### 司会者

それでは、裁判員経験者の皆さんの意見交換会を始めさせていただきます。本日、司会進行を務めさせていただきます東京地方裁判所の下津でございます。どうぞよろしくお願いたします。

本日のテーマについて最初に簡単に御説明を申し上げます。本日は、今年の2月以降にありました否認事件の審理を担当された裁判員の皆様にお集まりいただいています。審理の分かりやすさというのが本日のテーマですけれども、皆さんが担当された否認事件では、被告人がやったこと、関与したことについて、検察官と、弁護人と被告人との間で争いがありました。そのような争いのあるポイント、争点という言い方をしておりますけれども、その争点について判断するに当たって必要な情報がちゃんと与えられたでしょうか。また、検察官や弁護人の言いたいことを十分把握できたでしょうか。さ

らには、それを踏まえて評議の中でしっかり議論ができたでしょうか。このような点について本日はお話を頂きたいと思っております。

まずは、それぞれの方がどういう事件を担当されたか御説明させていただいた上で、お一人ずつ裁判員をお務めになった全般的な感想についてお話を頂ければと思います。まず、1番の方が担当された事件についてですが、これは婚約者の女性が被害者と浮気をしていることを知った男性の被告人が、被害者の勤務先に赴いて、持っていた牛刀とペティナイフで被害者を突き刺して殺害しようとしたけれども、死亡させるには至らなかったという殺人未遂、あとは銃刀法違反の事案ですけれども、争点は殺意の有無ということで、お務めいただいた期間は6日間でした。この事件を経験されて1番の方、感想はいかがでしょうか。

1番

事件の把握、概要の把握というのは、頂いた資料で非常に分かりやすくまとめられていて、通常を読み書きの能力があれば、日本語が分かれば誰でも分かる非常に分かりやすい資料でした。あと、検察側からの事実の説明についても非常に分かりやすいものでありました。その後の被告人側の説明とかそういうのも含めて、特に分かりにくいという点は全くありませんでした。

司会者

全般的には内容を把握できてしっかりと議論できたということになりますかね。

1番

そうですね。

司会者

では、続いて2番の方の担当された事件は、6番の方も担当された事件ですけれども、客引きをしていた被告人が、被害者が大金を持っていると聞いて、共犯者二人とともに被害者に対して殴る蹴るの暴行を加えて現金などを

奪い、その際の暴行によって被害者を負傷させたという強盗傷人の事件と、これも同じく客引きをしていた際に、その相手である被害者の発言に怒って被害者らに頭突きをしてけがをさせたという傷害の事件、この二つの事件が問題になったということです。事実関係には大きな違いがあるわけではなくて、量刑が争点であるとされているんですが、それぞれ細かい点で事実関係に争いがありまして、強盗傷人の事件については被告人の地位、役割、具体的に言えば、犯行を持ちかけたのは被告人なのか、それとも共犯者なのかという争いがあったということです。傷害の事件についても犯行のいきさつに争いあって、被告人らがしつこく客引きをした経緯があったか、なかったかが問題になりました。お二人にそれぞれ感想をお伺いしたいと思います。お務めいただいたのは4日間でしたけれども、お務めいただいていたかがでしょうか。2番の方からお願いします。

## 2番

大変いい経験をさせていただいた4日間だったと思っています。仕事の調整等もあったので、4日間だけということで職場の理解も得られて参加をさせていただいたわけなんです。考える機会がなかったことについて考える機会を頂いたというふうに思いました。量刑という言葉自体を、私たちは普段使って生活をしていません。なので、それを決めるのが一番難しかったです。ただ、それが一番重要というか、最終的にはそれを決めなければならないんだなというのに気付いたのが裁判に参加してからだったので、すごく重いことをお引き受けしたんだなというふうに感じました。

## 司会者

どうもありがとうございました。続いて6番の方にもお伺いします。

## 6番

私は2番の方と同じ事件を担当しました。共犯者の裁判が進んでいる途中ということで、どちらが主犯かという論点があまり明確にできなかった点が

ちょっと残念ではあったんですけども。あとは、クロかクロじゃないかというのは分かってても、それに対して量刑をどのぐらいにしたらよいものか本当に素人には難しいところでした。そこで悩みましたけれども、全体的に要所所で裁判官の方とかの、過去の事例のデータベースみたいなものを検索することによって、突拍子もない数字にはならないような工夫がちゃんとされていたので、そこは大変よかったというか、初めての者でも迷いなくできたと思っています。

司会者

お二人のお話ですと、量刑は結構難しかったということでしょうか。

6番

はい。

司会者

続きまして3番の方の担当された事件なんですが、これは被告人と一緒に飲酒していた被害者の言葉遣いに腹を立てて被害者の胸を果物ナイフで刺して殺害しようとしたのですが、死亡させるに至らなかったという殺人未遂の事案ということです。争点は殺意の有無で、お務めいただいたのは5日間ということでしたけれども、3番の方、御感想はいかがでしょう。

3番

本当に考えさせられる、また今まで経験したことのないような経験をさせていただいてありがたく思っています。半年ぐらい前のことなので、あんまり覚えていないことも多いんですけども、本当に膨大な時間を掛けて、この殺意の有無ということで話合いがありました。殺意の有無という意味を私はよく分かっていなかったもので、今回の裁判でどういうものかということも学ばせてもらいました。量刑に関しても、その人の人生の一部分を責任を持って決めなくてはいけないので、とても悩みました。

司会者

どうもありがとうございました。続いて4番の方が担当された事件ですけれども、これは暴力団員が会社役員の自宅を2回にわたって銃撃し、建物などを損壊したという拳銃発射、拳銃の所持、建造物損壊等の事案です。争点は共謀の有無で、職務に従事していただいた期間は4日間です。この事案ではいろんな経緯があって多数の者が関与していることから、問題になっている共謀を考える上での事実関係がかなり多かつたんじゃないかなと思いますし、それを理解されるのは大変だったと思うのですが、4番の方、お務めいただいた感想としてはいかがでしょうか。

#### 4番

裁判員裁判に参加するということに、これは結構しんどいディープな案件がきっと多いはずだと実は覚悟して臨んだんですが、いざ担当事件を見たときの最初の印象は、率直に言って、やくざが拳銃を撃って門柱か門灯を壊したということなんですね。えっというふうに思って、ちょっと拍子抜けしたんですよ。それで、ちゃちゃちゃっと片付けられるだろうというふうに思っていたんですね。非常に簡単なもんだというふうな印象だったんですけど、実際は進んでいくと、何とも地味ではあるんだけど、とてつもない面倒くさい案件だなと。面倒くささが非常に、面白かったという不謹慎な言い方をしますが、面白かったんです。要するに共同正犯というやつで、これは解釈によって幾らでも成り立つというところがあったんです。それで最初に、わあ、簡単だと思ったのが、うわあ、難しいとなって、うわっ、これはどういうふうにやるんだろうと思ったという展開なんですけど、今日のテーマとして挙げていらっしゃる、分かりやすさということが、その後ずっと僕は引っ掛かってしまって、今に至ってるんですね。全部しゃべると30分ぐらい掛かっちゃうんで、途中でやめますが。要するに分かりやすさと分かりにくさで言うと、弁護士と検察官が案件に関してそれぞれ整理し合って争うわけですけども、分かりやすさで言うと検察側の圧勝だと僕は思ったんです。例え

ば配られたペーパー自体が、小見出しがきちんと付いて、論点が整理されて、いわばテレビのワイドショーに出てくるような、極めて明快にさっさっさと進んでいくのが検察側で、弁護側は、この文章、途中で一回区切って行変えろよ、と思うぐらいにずらっと書いてあって、要するに何が言いたいんだかが非常に分かりにくいのと、観念的に分かりにくいんじゃないかと、すごく失礼な言い方なんですけど、雑駁で曖昧、本気になってやってないんじゃないかというぐらいで、検察側の圧勝だったんです。これは多分当時参加した裁判員がみんな同じような印象を持っています。で、非常に面倒くさい案件にもかかわらず、わずか4日で終了してしまった。4日で終了するということはとても望ましいことではあるんでしょうけど、それでいいのかなど。本当に分かりやすいことって、いつも大事なことなんだろうかなどというのが非常に残ったんですね。で、今回こういうふうに、意見を交換しませんかというお誘いがあり、この何かもやもやと残ったものをもう少し前に進めたいなという気持ちがあって出席したという次第です。

#### 司会者

どうもありがとうございました。では、5番の方の担当された事件ですが、この事件は、被告人が通行人である被害者の女性に暴行を加えて強いて性交しようとしたけれども、被害者が抵抗したためその目的を遂げなかったものの、被告人の暴行によって被害者が負傷したという強制性交等致傷の事案です。争点は被告人が暴行を加えたのかどうか、また、その女性を強制性交しようとしたのかどうか、故意の有無が問題になりました。お務めいただいたのは6日間ということですが、5番の方、感想はいかがでしょう。

#### 5番

まず選任の日に、起訴状からの抜粋だと思うんですけども、事件の概要について、性的な言葉とかいろいろ書いてあるのを見て、何かもう、最初にまずくらくらしました。これは深刻な事件なんだなと、やっていけるのかなと

思ったんですけれども、裁判員全員で力を合わせてみんなで頑張ったという印象があります。なので、判決に関しても自信があります。それはとてもよかったなと思います。ただ、被告人の方が控訴されたこともあり、ちょっともやもやしてはいるんですけれども、友達に裁判員を経験したことを話したり、裁判員経験者交流会に出たり、ブログにちょっと書いてみたりとかして、アウトプットすることによって大分落ち着きました。

司会者

どうもありがとうございました。今、みなさんに全般的な感想を述べていただきましたが、この機会に、裁判員を務めたことによって、例えば家庭生活ですとか職場ですとか、場合によっては精神的な負担というようなもろもろの負担についてお話を頂ければと思います。何か問題があったかなかったか、この辺のお話を頂けますでしょうか。6番の方からお願いできますか。

6番

私は、審理から判決までの裁判が4日間と、あと抽選日と今日なんですけれども、日程も短かく、職場にも特別休暇という制度があるので、特に白い目で見られることもなく、4日いなかった分の仕事はたまりましたけど、それは覚悟の上なので、問題はあまり感じませんでした。ただ、これがもし3か月とか続くような大きな裁判だったら引き受けていたかどうかはちょっと。制度は利用できたとしても実質的に会社との両立は厳しいなと思いました。精神的な負担は、短かったせいもあり、あまりありませんでした。

司会者

どうもありがとうございました。5番の方、いかがでしょうか。

5番

私個人は裁判のときにはちょうど仕事を辞めていました。裁判員の中では、私ともう一人がちょうど仕事を辞めていて、それ以外の人は仕事をしていたんですけれども、その方たちの話によると皆さん全員職場から行ってらっし

やいと快く送り出されて、戻ってきたときに話を教えてねと言われたというふうにおっしゃってました。私個人の話だと、本当に精も根も尽き果てた1週間で、うちに帰ってからも夕飯は家族に作ってもらい、あとうちにはとてもかわいいワンちゃんがいて毎日歯磨きをしてるんですけども、それができないぐらい疲れてしまい、裁判が終わってから獣医さんに行ったら歯が汚れていると言って怒られました。精神的な負担は、確かにちょっときつかったことはきつかったんですけども、その都度裁判官にお話をして全部聞いてもらったりとかして、あとみんなで助け合ったという感じなので、そこはみんなで乗り切ったという感じです。

司会者

ありがとうございました。4番の方、いかがですか。

4番

僕は、今はセミリタイアみたいなポジションなんで、負担というのは全くなかったですね。それと4日間というのがあつという間なんで、しかも1日当たりも非常に時間が短かったので、負担ということは全くない。逆に言えば、さっき申し上げたように、こんなに軽くていいのかというところが逆に後々ダメージになってるといふところはあります。

司会者

では、3番の方、いかがでしょうか。

3番

私は特に仕事はしていないので、調整とかは特になかったんですけど、裁判のときに雪が降ったりして電車やバスが動かなかつたり、子どもの受験の日が重なって、受験の場所まで送った後に裁判所に向かったりして、その当時はちょっときつい感じはありました。でも、特に精神的にダメージを受けるような事件でもなかったなので、精神的な負担というのはありませんでした。

司会者



2番の方、いかがでしょうか。

2番

私の仕事は、時間の調整を自分でできる仕事なので、裁判の後に出勤するという形で4日間乗り切ることができました。業務を人には振れないので、終わってから仕事に行って自分でという感じになりました。会社員の方は多分休暇を使ったりということが出来るかもしれないんですが、自由業だと部下も上司もなく、クライアントしかいないので、そういう形にはなりません。ただ、時間的には自分で調整ができるので、ちょっとした寝不足ぐらいでできたかなというふうに思っています。精神的な負担としては、判決の前日にちょっと御飯がおいしくなくなりました。私にとっては、すごく気持ちをそがれるような事件ではなかったけれども、明日あの人にこうだよと言うんだなということを考えると、やっぱりそれは大きいことだったので。ただ、負担と言えるものなのかどうかという感じです。

司会者

ありがとうございました。1番の方、いかがですか。

1番

負担は一切ありませんでした。

司会者

全然問題なかったということですか。

1番

はい、ありませんでした。

司会者

どうもありがとうございました。では、本日のテーマに入ってまいりたいと思います。証拠調べの冒頭で、それぞれ検察官、弁護人はどのような事実を立証するかということを裁判官、裁判員に対して説明をして、自分たちがやる活動についてあらかじめお伝えをするわけですが、皆さんが担当

された事件はいずれも争点があつて、証拠を調べてその争点を判断していただく、そのためにはその証拠調べの前の段階で、どこが争点であつて、どういふ証拠があつて、その証拠のうちどの点に問題があつて、その証拠のどの部分に着目してほしいと、こういう辺りが伝わっているかというところが問題になってくるわけなんです。それぞれ、検察官、弁護士それぞれの冒頭陳述をお聞きになつたと思いますけれども、その冒頭陳述をお聞きになつていかがだったでしょうか。この点をお伺いしたいと思います。まずは検察官の冒頭陳述について、それぞれ御担当いただいた事件の冒頭陳述はいかがだったでしょうか。

1 番

検察官の冒頭陳述は、時系列的な事実の羅列と言うと語弊がありますがけれども、それに終始していて、非常に分かりやすいもので、何らの疑問も差し挟む余地もないほどまとめられておりました。

司会者

争点も的確に把握できたということですか。

1 番

はい、そうです。争点も、使用した凶器とかその結果から導き出される当然の帰結として、殺意の認定ということでは殺意がありましたよねということで、非常に分かりやすい、当然だなという結論でしたね。

司会者

では、次に、2番の方にお聞きしたいんですが、検察官の冒頭陳述で何か気になったところ若しくは印象はいかがでしたでしょうか。

2 番

大変分かりやすくお話しされたと思うんですけども、その後、弁護人の冒頭陳述を聞いたときに、あれっ、どっちがどうなのかちょっとよく分からなくなってしまったことがありました。

司会者

検察官は、冒頭陳述の中で、どこに争点がありますという辺りは明示されていなかったか。

2番

ごめんなさい。これが争点ですよという言い方をしていたかどうかははっきり記憶にないです。でも、ばあっと聞いて、聞き終わった後に弁護人の冒頭陳述を聞いて、あれっ、さっき言ったことと違うところが何か所かあるぞというのをそのときに思ったので、もしかしたらそのときにはおっしゃってなかったかもしれないですね。

司会者

少なくとも検察官の説明の段階では、どこに対立点があるかは、ちょっとまだ把握できなかったということですか。

2番

そうですね。初日で緊張もしてますし、初めてなので、ここが争点かと思いつきながら話を聞くような余裕はなかったと思います。

司会者

3番の方はいかがでしょうか。

3番

とても分かりやすかったと思います。事実に基づいた冒頭陳述だったと思います。

司会者

冒頭陳述では着眼点というところまでかなり詳しく説明をされていたようなんですけれども、証拠を調べる前の段階で、この辺が問題なんだなということ把握できる一つの手掛かりになりましたでしょうか。

3番

そうですね。ただ、殺意の有無というのが争点だったんですけど、このと

きもまだ殺意の有無ということに対する理解ができていなかったかなと自分で思っています。

司会者

一般的に殺意と言われているものと、ここで取り上げられている人を死亡させる危険が高い行為をそれと分かって行ったかどうかというものの結び付きが分からなかったということですか。

3 番

そうですね。被告人は殺すつもりはなかった、だから殺意はないんじゃないと思うんですけど、そういうことではなくて、人を殺す可能性がある場所を狙った行為、そこが争点というところで、あっ、ちょっと違うんだ、自分の認識とは違うんだなというところが分かりました。

司会者

殺意と言われているものがいくつかの事実という形で分解されて提示されたときに、それが争点とどういう関係に立ってるのかという辺りは、冒頭陳述を聞いただけではぴんとこなかったという感じですかね。

3 番

そうですね。

司会者

4 番の方、いかがでしょう。先ほどお話しになっていたようなんですが、冒頭陳述に限ってお話しいただくとどうなりますでしょうか。

4 番

冒頭陳述に限って言えば、先ほど申し上げたようなプレゼンペーパーとそのプレゼン術というのが非常に見事だなというふうに思いました、正直言って。逆に言うと、それで初めて僕も、これはどこを考えなきゃいけないということが、おかげさまで分かったような気がするんです。検察側に関しては、もうその一言ですね。

司会者

5 番の方はいかがでしょう。

5 番

緊張しているということもあって、何となく分かった感じです。メモを見て、争点は二つ、暴行の有無と故意の有無というのがありまして、暴行の有無は分かるんですけども、故意の有無というのはちょっと分かりにくいなと思ひ、何を言ってるのかもちょっと分かりづらかったです。

司会者

故意という言葉はなかなか普段は使わない言葉ですからね。

5 番

そうですね。故意という言葉が分かりづらかったです。

司会者

冒頭陳述メモにも書いてありますが、強制的に性交しようとする意思が被告人にあったかどうかという説明をされていたとは思うんですけども、そういう説明があってお分かりいただいたというような感じですか。

5 番

検察官の冒頭陳述を聞いて、その後、弁護人の冒頭陳述を聞いて、それで分かったという感じ。2度聞いて分かったということです。更に言うと、それでも故意の有無というのはあまりよく分からなくて、その後、評議室に戻って裁判官にもう一度聞いたというところです。

司会者

そこで初めて、ああ、なるほどという感じになったということですか。

5 番

そうですね。再確認して、そうですねと。性犯罪で合意があったかどうかというのをよく言われますけれども、合意があったかどうかを争うんではないということを評議室でもう1回裁判官に言ってもらって、そこで最終的に

納得しました。何か合意があったと誤信したかどうかを争うみたいな、何かちょっと複雑で分かりづらかったんです、そこが。

司会者

そうですね。客観的に合意があったかどうかという事実のレベルと、それを被告人がどう思っていたかという事実のレベルが二つあって、そのどこがどう争いになっているのかが、冒頭陳述で聞いただけでは分からなかったということですね。

5 番

分からなかったです。はい。

司会者

6 番の方は、いかがでしょうか。

6 番

私も今資料を見ると、とても分かりやすくなっていて、量刑の判断が争点だなというのが分かるんですけど、初日なのでどこに気を配っていいかがよく分からず、本当に誰が悪いんだとか、事実は何なんだとか、そういう被告人が認めているようなことにも気を配ってしまったので、どこが争点かというところまで考えが及ばず、必死でいろんなことをメモに取った記憶があります。もしまた裁判員に当たって2度目をやることになったらもっとすっきりやれるかなと思うんですけど、1度目の今回は全部に気を配らないといけないのかと思ってしまったので、ちょっと混乱しました。でも、今資料を見ると、とてもすばらしいなど、論点がどこかは弁護側も検察側もきちっとまとまっていて、書いてあることは若干違ってはいますが、でも争点はここですよというのが分かるようにしてくれているというのが分かりました。

司会者

今見返すと理解できるけれど、やはり緊張されているとなかなか伝わらないところがあるという感じですか。

6 番

はい。

司会者

分かりました。今、検察官の冒頭陳述についてお話しいただいたんですけども、総じて争点、どこが争いになったかというところ若しくは証拠調べのポイントは把握できたというお声が多かったように思いますが、一部ではやっぱりつかめなかったというお話もありました。では、今度は弁護人の冒頭陳述ということなんですけれども、ちょっと4番の方からお伺いしたいんですが、冒頭陳述に関して弁護人から配られた書面はありましたか。

4 番

ごめんなさい。印象に残るものが今ないので、多分ないというふうに記憶してます。要するに、最初に検察側が、まず何が起きたか、それをどう考えるかというような話を展開することになると思うんですけど、僕の印象では、弁護側の陳述というのは何が起こったかということを被告人側からの主張で書いてるだけで、論争にならないようにしか僕は思えなかったです。それはちょっと愕然としたところがありました。

司会者

要するに、どこに反論するのかを弁護人の冒頭陳述では明示的に示していただけなかったということですか。

4 番

という印象を僕は持ちました。

司会者

あと、5番の方から、検察官の冒頭陳述と弁護人の冒頭陳述を聞いて何となくつかんでこれたなということだったんですけども、弁護側の冒頭陳述というのはいかがだったのでしょうか。

5 番

弁護人の冒頭陳述の方が、もうちょっとかみ砕いて話をしてくれた感じが  
す。故意とか難しい言葉は使わず、誰でも分かるような言葉で言ってくれた  
ので、検察官の冒頭陳述を受けて更に分かったという感じでした。

司会者

弁護人の冒頭陳述は前提の事実関係もかなり詳しく書いてあって、お聞き  
いただくとかなりの情報量だったと思うんですが、あまり多いという感じで  
はなかったんですか。

5 番

別に多いとは思いませんでした。ただ、検察官と全然言ってることが違っ  
て混乱しました。どうなってるのかなとは思いましたが、言ってることは  
分かりました。

司会者

その食い違いの部分というのはお分かりになりましたか。

5 番

分かりました。

司会者

1 番の方は弁護人の冒頭陳述はいかがでしたか。

1 番

弁護人の冒頭陳述の前に配布された資料、検察側はA 3判 1 枚で非常に分  
かりやすい、ビジュアル的にも分かりやすい、素人には分かりやすい書き方  
をしています。それに引き替え弁護側から渡されたのはA 4判片面 1 枚。  
これがまるで人に見せる文書じゃないんですよね。備忘録かと思ったぐらい  
です。決定的なのは、争点が殺意の有無なのに、弁護側から配られたメモに  
は少なくとも強い殺意はないと書いてあるんですよ。じゃ、殺意があるんじ  
ゃないのと。自分で殺意はありましたとここに書いてるも同然なんですよね。  
何が言いたいのかなという。とにかくちょっとあまりにも程度が検察側と比



べて落ちるという、失礼な言い方ですけどね、落ちるということで、私がもし弁護をお願いするなら、ヤメ検の弁護士をお願いするだろうなということを非常に感じましたね、今回の裁判では。

司会者

弁護側の言いたいことは、資料を配られた後に説明をお聞きになって、つかめたんでしょうか。

1 番

つかめましたけども、私、裁判の仕組みがよく分かってなくて。被告人と弁護人は事前に打合せはするんですか。

司会者

はい、それはしています。

1 番

してるんだったら、全く打合せもなっていないような感じですね。とにかくちょっと、えっという感じですね。弁護士の対応とかしゃべり方も含めてですね、弁護士が言ってることが伝わってこない。被告人は全く別のことを考えてるんじゃないですかと。私の質問でそのことを聞きました。そしたら、まさに私の期待してるような答えが来ましたので、やっぱりこれは打合せがちゃんとできてないんだなということが分かりましたね。

司会者

被告人質問の際に御自身で質問されたら、そういうことだと。

1 番

そうです。質問をしたんですが、そのときに、普通だったらこういう答えは出ないねと。弁護士というのは全ての事実を被告人の有利に解釈して、そういう作戦で、戦術で来るんでしょうけど、そういったものでもないのかなと。非常に何だか雑駁という感じを受けましたし、ちょっとレベルが違い過ぎて、これじゃまともな勝負にならないなという感じでしたね。

司会者

続いて2番の方，いかがでしょうか。

2番

弁護人の冒頭陳述は短くまとめていらっしゃいましたがけれども，それを聞くことで，両者を聞いて初めて，あっ，争点はここかというのが分かったので，非常にそれは分かりやすかったんだと思います。

司会者

6番の方は先ほどそのような御発言でしたでしょうか。

6番

はい。

司会者

両者を聞いた後で，あっ，ここだなというのがつかめたという意味ですね。

6番

そうですね。はい。

司会者

3番の方はいかがですか。弁護人の冒頭陳述について。

3番

そうですね。忘れてたんですけど，あっ，こんなだったんだと，今改めて資料を見ると，時系列できちんと説明があったので分かりやすかったと思います。

司会者

被告人が言いたいようなことを織り込んでメモに書き込んでありますけれども，この辺から，ああ，被告人がこういうことを言いたいんだろうなというのはかなりつかめた感じでしょうか。

3番

よく分かりました。はい。

司会者

弁護側の冒頭陳述についてはちょっと厳しい御意見が続きましたけれども、今お聞きしている限りでは、両者を聞けば、どこが問題になっていて、争点はこの辺だろうなというのをつかめたというお話が多かったと思います。先ほど5番の方から、評議室に戻られたときに裁判官から説明を受けて分かったというお話がありましたけれども、裁判官からの説明がどういう内容だったのかちょっと教えていただけますか。

5番

合意の話で言うと、確か私が合意があったかどうかを争うんじゃないですねと聞いたら、合意があったかどうかを争うんじゃないですよ、合意があったと誤解、誤信したかどうか争点なんですということをおっしゃいました。

司会者

これは周りの他の裁判員の方々もそれを聞いて、納得したというような感じの反応だったでしょうか。

5番

だったと思います。ちょっと複雑だねみたいな感じで。

司会者

その辺は冒頭陳述を聞いただけではなかなか分からなかったところもあったということですかね。

5番

そうですね。やっぱり緊張もあって。

司会者

他の方で、冒頭陳述が終わった後に裁判官から説明を聞いて、より分かったとか、疑問が氷解したとか、そんな経験がある方はいらっしゃいますか。

1番

裁判長から、何で刑を科さなきゃならないかという基本のところから全部

話していただいたので、刑罰の目的とかそういうのも含めて非常に分かりやすい説明ではありましたが、反面ちょっと裁判員を誘導するかのごとくの意図は感じましたね。要するに自分の落としどころがあるわけですよ、当然、過去の判例とかいろいろあって。そこに持っていきたいというのは、専門の方ですから、それは当たり前のことで。ただ、無理やりとまでは言わないですけど、そこに持っていくような誘導の意図みたいなものは、御本人に自覚はないんでしょうけども、裁判員から見るとやっぱりそういうちょっと誘導的なところはあるかなと思いました。

司会者

それは争点に関してですか。

1 番

そうですね。争点に関しても量刑に関してもですけども、やはり専門職で専門でそればかりやってらっしゃる方なので、やっぱり自分の考えてる落としどころに、裁判員裁判であっても裁判員裁判じゃなくても、それは逆にそれがなかったらちょっとおかしな話かなとは思いますがね。

司会者

それは争点を説明する中に、当事者の説明より更に何か具体的な説明をされているとかということですか。

1 番

そうですね。要するにもうちょっと踏み込んだ説明であったように記憶しています。事実の説明だけではなくて、御自身の考えというのを散りばめられてお話しされてるということは感じました。

司会者

それでは、次のテーマに移りたいと思います。今のように冒頭陳述をお聞きいただければ争点がどこか分かって、証拠調べのポイントも理解していただけるという前提の下に、その後、証拠調べが行われるわけですけども、

皆さんが担当された事件の証拠調べにおいて、内容を十分理解していただけただろうか、お伺いしていきたいと思います。証拠には、書証といって書類もありますし、証拠物といって例えばナイフですとか包丁みたいなものもあります。あと、画像だとか映像というようなものもございます。このような証拠の取調べについていかがだったでしょうか。4番の方の事件では、関係者が多い割には証人はお一人だったということで、前提となる情報は、証拠書類を読み上げるような形で提供されたと思うんですけども、いかがだったでしょうか。書類の朗読をお聞きになって事実関係は把握できたでしょうか。

#### 4番

その事実関係というのが、つまりある人物がある人物に会って、銃撃するということに暗黙のうちにサインを出して、それで金品を要求するという、そのような現場が果たしてあったかどうかというところが論点なんですね。会ったことは間違いないんですけども、その話があったかどうか、そういう意味があったかどうかということなんですよ。それを追究していくときに、電話の通話記録というのが僕は結構大事だろうなと思って、電話をしたと言っただけど、電話をいつどういうシチュエーションで何回ぐらいどっちからしたのかというのは、ある種物語ってくるのではないかと。検察側ももちろんそういうふうにはやってるんですけど。その通話記録そのものが、法的な制限もあるんでしょうけど、ちょっと不十分なんですよ。そうすると、通話記録がなかったことは通話がなかったことではないんじゃないかというふうに思っていたんですけど、そこの証拠がちょっと分からなくて。後で、裁判員みんなでその話をして、裁判官に、あれが証拠全部ですかと言ったら、いや、別にこういうファイルがあると言っただけで、それを僕らは見ることができるんですかと言ったら、それは可能だと。で、それをもう一回みんなで手分けして調べたんですよ。次に証人尋問のときにもちょっとその話をして、それが

反映はされなかったような気はするんですけど、裁判官もあそこはある種論点かもしれないというふうになったんですけど。先ほど申し上げたように、そのところに弁護側はまるでアクセスしてないので、途中で僕あるいは僕らは、僕らが弁護人だったらどう攻めようというふうな、ある種シチュエーションゲームみたいになったところがありました。

司会者

通話履歴というのは、多分膨大な情報で枚数もいっぱいあったと思うんですね。実際の法廷ではそのうちの幾つかをピックアップして、こういう通話履歴がありますという説明が検察官からあって、それで終わっていたというようなことですかね。

4 番

そうです。

司会者

ところが、それ以外にも実は重要なやりとりというか、その痕跡みたいなのがないのかあるのか、これを確かめようということで今言われたような作業をしたと。

4 番

おっしゃるとおりです。当然、恣意的、戦術的に、陳述書に書かれてる何時何分に電話があったということの証拠はこれだよとある。えっ、これだけかい、他はないのかいというふうに思ったところはあるわけですよ、通話記録そのもの自体は。そこをどう解釈していくのかというところだとは思うんですけど。

司会者

両当事者がしっかりとその辺を調整して出してくるんであれば、その部分だけを調べてもよかったのかもしれませんが、どうも先ほどからの4番の方のお話ですと、その辺が弁護側からは。

4 番

関心を示してないので、そこに関しては。

司会者

精査がなかったというところが、そういう意識を持たれた一つの理由になっているんでしょうかね。

4 番

というふうに僕は解釈してます。

司会者

他の証拠関係でちょっと気になるところは、2 番の方と6 番の方の事件で、防犯カメラの映像が結構出てきたと思うんですが、映像をごらんいただいでいかがだったでしょうか。その状況やシチュエーションはかなり把握できたでしょうか。

2 番

何か所かにある防犯カメラで移動の経路を追うようなものがありまして、それを時間に沿って動いていくその動きを見ていて、あっ、これは本当にこういう形で意思を持ってこういう行為に及んだんだなというのを、その防犯カメラの流れですごく私は感じました。

司会者

それは被告人が被害者に客引きという形でついていった流れを、防犯カメラをつなぐような形で一つにまとめたものということですかね。

2 番

そうですね。

司会者

それを見ることによって、そのときの具体的な状況が把握できたということですか。

2 番

はい。あと、被告人たちが二手に分かれたりするのを見たりしたんですけども、これはちゃんと打合せができていて、やる気でこういうふうな動きになってるんだなというのが把握できました。防犯カメラの映像ってすごく無機質な証拠だと思うんですが、私はそれを見たときに、こういうことを意思を持って行ったんだというふうに感じました。

司会者

6番の方、いかがですか。同じ映像を見られて。

6番

私も動画というのはとても説得力があると思いました。もうちょっと鮮明な画像にしてもいいんじゃないかなと。周りの人の目を隠したりとか必要なのかもしれないですけど、これは本当に一発で事実が見えるというか、とても説得力がありました。

司会者

では、2番の方と同じような形でよく理解できたということですかね。

6番

はい。

司会者

他の方で、証拠の書類、証拠物その他を取り調べる中で何か気になったことがあれば伺いたいのですが。

1番

裁判員の精神的な負担を軽くしようという目的で血のりとかそういった多くの証拠がマスキングされてる。ただ、そうなってしまうと、全部証拠を見たことにならないんじゃないかなと。現場の写真も含めてですね。そうすると、覆い隠されたところは想像するしかない。これによって精神的な負担を受けちゃまずいんでしょうけど、全部本当に見たことにならないですよね。そうすると、印象が変わってきちゃう。犯人の残虐性だったり凶暴性だった



りというのは、マスクングし過ぎてしまうとあまり伝わってこないんじゃないかなと思いました。

司会者

他はいかがでしょうか。どうぞ。

5番

証拠の写真とかを法廷で見ているときは、ふんふんと言って見ただけなんですけれども、評議に入ってみると、もうちょっとこんな写真もあったらよかったねというのが出てきてしまいました。例えば、被害者が引きずられていって靴が脱げてという話だったんですけども、その靴の写真があったんですけども、靴の正面からしか撮っていない。それだときれいなんですね。多分引きずられたのでかかと側が汚れてるんじゃないかと思ったんですけども、かかと側から写した写真とか横から写した写真がないので、そこはもう分からない。あとは、何か現場の写真なんですけど、例えば塀の高さとかがもうちょっと分かるような感じとか、倒されて衣服に土が付いてる付いてないという話になったんですけども、その土がそのときどうだったか、さらさら乾燥してる土だったら付かない、もちろん洋服の素材にもよるんですけども、もうちょっと湿っていた土であれば付いてるかもしれないし、その土がどんな土だったか、もうちょっとアップで分かるような写真があったらいいとか、評議しているうちにいろいろ出てきました。

司会者

そういう証拠書類などの証拠調べを踏まえて、証人の方に出てきていただいて証人のお話を聞いたと思います。皆さんが証人尋問をお聞きになっていますが、いろんな証人が出てこられたと思います。その人の話された内容がちゃんと把握できたかどうか、これが争点を判断する上で非常に重要になってくるわけですが、その点をお伺いしていきたいと思います。5番の方の事件では被害者の供述と被告人の供述がかなり食い違っていたと思うんですけど

れども、被害者は性的な被害を受けられた方なのでなかなかお話を聞くのが大変だったと思うんですが、お話しになった内容はよく分かったでしょうか。

5 番

とてもよく分かりました。努めて冷静にお話ししようとしているのがよく分かりましたし、被害者は、性犯罪なので別室でビデオリンク方式でお話をされていたんですけども、ビデオリンクだとディスプレイですけども必ずこっちを向いて答えてくれるので、何かすごく信憑性があるような気がしました。

司会者

ごらんいただいているディスプレイが目の前にあって。

5 番

自分が質問していないにもかかわらず、必ずこっちを見て答えてくれるので。被告人質問のとき私は端っこの席だったので斜めにしか顔が見えないし、こっちを向いて答えてくれるわけではないので。何かディスプレイとはいえこちらを見て話してくれるので、何か受ける印象がちょっと変わって、すごく信憑性があるような気がしてしまいました。

司会者

ビデオであるがゆえに何か遠くに感じるようなところもあるかと思うんですが、そういうことはなかったですか。

5 番

それはいいですね。立体感はないんですけども、ディスプレイが近いし、こっちを見てくれるしというところがありました。

司会者

被害者の証人尋問の他にも目撃をされた方が証人として出てきた場合、その人の目撃内容によっては非常に重要な証人になれる場合があるんですが、1 番の方の事件では確か目撃者の方が出てこられたと思うんですが、いかが

でしたか。

1 番

目撃者はありのままを正直に話している印象でしたね。

司会者

目撃された状況などが、場合によっては見えにくいような場面もあったようですが。

1 番

ええ。もちろん目撃者の視点でお話しになるわけですから、そういった点もあるんでしょうけど、別に特に疑問はなかったですね。

司会者

4 番の方の事件では、非常に重要な証人が出てこられて、この人一人しか証人尋問には出てきませんでした。この人の話を伺う上で何か気になったところ、ちゃんと内容を把握できたかどうか、若しくはその人の信用性を判断する上で何か気になったところはないか、いかがでしょうか。

4 番

今回担当した事件に関して言うと、この証人の証言が全体の中で極めて大きな位置付けになるというふうなことを裁判長が事前におっしゃってたというのもあるんですが、確かに非常に大きい意味合いを持った方なんですね。5 番の方がおっしゃったようにビデオリンクでの証人尋問になったわけですが。今回の事件は、要は暴力団が、ある利権を巡って抗争してる A 社と B 社というのがあって、その A 社に威嚇のために銃撃をするということをもって、B 社にこういうふう脅してやったからその報償を出せという仕組みなわけですよ。そして、その証人とは誰かという、その B 社の方の警備担当者という方が、渉外担当としてその暴力団関係者とサシで会った。そこでそういう話があった。そういうふう会ったから、つまり、ただ会っただけではなくて、こういう案件が成立するんだという論理構造になってるんですけど。

その話自体は、ある種の予定調和のように想像どおり展開していったんですけども、そこで僕は疑問、嫌な感じがして、この警備担当者という人が何者であるかということにすごく強い関心を持ってしまったんですね。はっきり言って暴力団、やくざとサシで話をする警備担当者というと、僕の今までの、それこそ映画やテレビの範囲の知識かもしれないんですけども、同じくそちら側の暴力団関係業界の人だろうなと思ったんです。それを調べてもらったのか、もう1回聞いたら、直前まで警察官だったと。いわばマル暴担当という方でしょうね。年齢も僕が想像してたよりもずっと若くて。ということは、つまりこの証人と被告人というのは前から面識があったわけだし、ある種のお約束の予定調和の中でのやりとりのような気がして、そういう証人に全幅の信頼を持ってしまって、そこで全て判断していいんだろうかというのが、めちゃめちゃ悩み始めたところです。

司会者

そういう場合は大体弁護側からの反対尋問で、ある程度の証人の問題性みたいなものの指摘があると思うんですが。

4番

そうだと想像してたんですが、弁護人も元検察官のいわゆるヤメ検の方で、皆さんそっちの業界の方が全部そろってらっしゃるんだなというふうな印象を持ってしまったんですね。ちょっとそこのところが、ある種のお約束の中でのプロレスをみてるような感じがして。

司会者

そうすると話をお聞きになっている限りにおいては、一応その内容は把握できたということになりますか。

4番

把握できましたね。

司会者

2番の方、6番の方の事件では、客引き仲間という被告人の仲間が証人として出てきて、被告人にちょっと不利なことを言わなきゃいけないような部分がありました。この辺をお聞きになってどんな感じを受けましたか。2番の方。

2番

二つ起訴状がある被告人で、それぞれに客引きの仲間の、被告人側の人もいましたし、反対側のことを言う人も、一人ずつという形で証人が出てきたんですけれども、全然違う、それぞれ違うことを言うのを聞くわけで。想像をたくましくすれば、いろんな考え方だったり受け取り方ができるんだと思うんですけど、証言をしたこの人が言っていることを、この人にとってこれは本当のことなんだと思って聞くしかなかったですね、その場では。

司会者

全然違うことを言われているときに、その人が本当のことを言ってるのかどうかをその場でいろいろ判断しろと言われてもなかなか。

2番

難しいですよ。

司会者

6番の方はいかがだったですか。

6番

私も、立場によって言うことはやはり若干違っていたり、追起訴の方は軽い案件ではあったんですけれども、自分のために被告人がかばってくれたみたいな成り立ちの事件なので、おんおん泣きながらみたいな感じで、涙は本当なんだろうけど、言っていることをそれで信じてはいけないなというものあって、ちょっと証人という立場で出てこられたんでしょうけど、それは決定的な事実ではないかもしれないというところで、さっきの動画みたいな客観的なものとはやっぱり違うんだらうなとは思いました。

司会者

その立場というものから信用性みたいなものを考えていかなきゃいけないという辺りが難しかったんでしょうか。

6 番

はい。

司会者

証人の中には専門家が出てこられて、専門的な情報を提供されることがありますが、1 番の方の事件では医師が証人として出てこられました。どういう形で尋問されましたか。まず医師がいろいろ説明をされるという形でしたか。

1 番

そうですね。証人である、被害者を治療した医師が、状況について説明しました。

司会者

その後で検察官、弁護人が尋問したということですか。

1 番

そうです。質問したと思います。

司会者

最初に医師が説明した内容は、すぐに理解できたでしょうか。

1 番

はい。図を用いて、非常に分かりやすい説明でありました。

司会者

傷の状況ですとか、刃物がどういう形で入っていったかとか。

1 番

そうですね。伝わらなかったのは被害者が受けた痛みそのものぐらいなもので、あとは相当痛そうだなというのは、感じとして分かりましたけど。

司会者

3番の方の事件でも医師が出てこられて尋問されたと思うんですが、尋問のやり方は、最初に医師が概括的な説明をした後で双方が尋問するというような形でしたか。それとも、いきなり双方が尋問されたか。

3番

ちょっと覚えてないです。

司会者

医師の尋問をお聞きになって、内容は十分分かりましたでしょうか。

3番

一生懸命聞いてたんですけど、途中で分からなくなって。とりあえず、図での説明があったんですけど、それだけを頼りに、話は途中で諦めて、図を一生懸命見てました。

司会者

ついていけなくなった理由というのは、どういうところにあったんでしょうか。

3番

刃物を刺した角度とか、どちら向きに刺したとか、そういうことで何かだんだんと。確か、肺とか心臓とかその辺りの図が出てきて、右側から見てるところを指してるのか、どちら側のことを言っているのかだんだん分からなくなってきて、途中で諦めてしまいました。

司会者

図のどちらの方からどういう形で刃物が来たかとか、前提がはっきり分からないところが出てきて、それで、どっち側のことを言っているのか分からなくなったという意味ですか。

3番

そうですね。肺と心臓の、その辺りの両方の絵が出てきて、だんだん分か

らなくなってきたので。

司会者

それは検察官が質問しているときにそういう状況だったんですか。

3 番

確か医師が来て説明してる時だったと思います。

司会者

それでは、前提として医師が全般的な説明をされたところかもしれませんね。

3 番

そうです。

司会者

専門用語とかで何か分かりにくかったということはないですか。

3 番

そういうことはなかったです。

司会者

被告人からも話を聞くということで、被告人質問という形で法廷で聞くわけですけども、その被告人質問が分かりやすかったかどうかということも聞いておきたいと思います。まず、5 番の方の事件では被告人が外国人ということもありまして、通訳が入ったことによって難しいところもあったのかなと想像するんですが、いかがだったでしょうか。

5 番

通訳が入ってしまうので、被告人の話はちょっとニュアンスが変わってしまうことはあるかもしれませんねという話は事前にみんなでしました。それで、被告人質問自体は分かりやすかったんですけども、通訳が入ってしまうので、どうしても被告人が取り残されるときがあつて、例えば質問を日本語でします、それは被告人以外は全員分かってるけど、被告人だけが分かっ



てないという、取り残されちゃう状況になるのが少し気になりました。あと、通訳の方がとても大変そうで、やっぱり疲れたとおっしゃってたみたいなんですけれども、お一人でやられてたので、そういうのって例えば二人で交替でできないのかなとか。あと、通訳が入るのでとても時間が掛かってしまって、5時をちょっと過ぎたりとか、いつもかなり押してたんですけども、そういうのも何かAIみたいなのを使って、ちゃちゃっとできないもんなのかな、国際会議のようにヘッドセットしてやれると同時通訳のようにできるんですけどなど。1回ちょっと同時通訳でやってみたんですけども、通訳と証人の方の声のボリュームが同じなんで聞こえないという問題があって、やっぱり駄目だねということで逐次通訳にすぐ切り替えたりしました。通訳が入ってしまうと、ちょっともうつらい。時間も掛かり、通訳さんも大変そうで、ニュアンスも変わるのは仕方ない。1回通訳の方が直訳しますとこういうことですとおっしゃったことがあって、えっ、最初から直訳してよみたいな感じにみんながなったんですけれども。

司会者

要するに、直訳とその言わんとしているところの意味合いがずれるようなことがあるということなんですね。

5番

違ったのかしらとってしまうんですね。質問されたことに対して被告人からずれた答えが返ってきたのは二、三回ぐらいなので、概ねちゃんと通訳されていたなという感じはしました。

司会者

被告人質問という大きなテーマで捉えた場合、被告人の言い分みたいなものをちゃんと弁護人が引き出して、被告人がどういうことを言いたいかを理解できたかどうか、この点何か気になってるところがあればお話しいただきたいと思います。

1 番

被告人質問をする内容について、事前に控室で何かありますかと裁判長から聞かれて、こういうことを聞きたいんだと言ったときに、いや、それは聞く必要ないでしょうとか、あと、自分の法廷の格式とか、そういうのを守りたいせいか、そういう言葉を使つての質問は不適切ですねとかいうことを言われたので、それをそのままでなく違う言葉に言い換えて言いましたけども、やはり質問を制されちゃうということを感じましたね。要するに裁判長の考えで進めたいからかなと思いました。

司会者

裁判所からの質問ということで補充質問をするときに、事前に裁判官から裁判員の方に質問がありますかとお聞きする場面がありますよね。そのときに質問の内容を言ったところ、一部制約をされてしまったということですか。

1 番

そうです。それは本件の論点、争点にはあまり関係ないですよとか、あとその言葉はちょっとどうなんでしょう、ふさわしくないですねということだったんで。ただ、聞きたいことは私は言葉を換えて聞いて、被告人からも期待どおりの回答を得たので非常に満足しましたけども、ちょっとそこら辺は問題なのかなと。ただ、とんでもないことを言われてもやっぱり困っちゃうのかなという。要するに裁判長としては俺の法廷だぞという意識があるのかどうか、そこは分からないんですけど。逆に伺いたいんですけど、どうなんですかね。俺の裁判、法廷なんだからと。

司会者

いや、それは私がここで弁明するのが適切かどうか分かりませんので。

1 番

いやいや、個人的にどうなんでしょう。

司会者

当然、内容によっては、そのまま質問すると問題がある場合はあり得るでしょうから、それはちょっとどうでしょうかとお話することはあります。ただ、当然お聞きになりたい内容を踏まえて、できるだけそういう疑問がないように質問していただく方向ではいつも努めているつもりです。

1 番

裁判長は、裁判をやってる長なんですから、やっぱり法廷は自分の範囲と  
いうか自分のものとは言わないですけど、そういうところはないんですか。

司会者

裁判員の方にちゃんと理解していただくというのが重要ですから、自分の  
スタイルでやることにこだわるという方はあんまりいらっしやらないんじゃない  
かなと思うんですけども。

1 番

ありがとうございます。

司会者

他の方でどうでしょう。4 番の方の事件も被告人質問が難しかったんでは  
ないかなと思うんですが、そうでもなかったですか。

4 番

僕自身はそれほど難しくはなかったです。要するに被告人は大ベテランの  
暴力団の組長なわけで、それなりのビジュアルな感じも当然漂ってて、女性  
の裁判員たちはやっぱり顔を見て質問ができないからどうしようというよう  
なことを事前にもかなり言っていました。

司会者

被告人質問で被告人が言いたい内容を、弁護人は引き出せていたでしょ  
うか。被告人質問を聞いて、被告人が何を言いたいかが十分に把握できたでしょ  
うか。

4 番

何が言いたいかというのは、非常に裁判慣れしている人だと思いました。はっきり言って、自分をいかに何も知らないあほにするかという、あほ役に徹しているので、論理的に反論するとかじゃなくて、いや、覚えてませんな、知りまへんな、忘れてしまいましたな、そんな気ありまへんわみたいな感じで、のらりくらりで。でも、そういうことが分かったという点では明快になりました。

司会者

検察官、弁護士の方からも御質問を受けたいと思いますが。まず、河原検察官、いかがでしょう。

河原検察官

検察庁の河原でございます。皆さんの貴重な御意見、非常に参考になりました。ありがとうございます。先ほど1番の方から、証拠調べのところで、多分血のりだとかそういう刺激的な証拠についてマスキングされていたことについて、仕方がないのかもしれないけれども、全て示したことにはならないのかなという感想が出されておりました。その点に関連して、もし可能でしたら御出席の皆様から、例えば人が亡くなった事件で血液だとかそういうものはともかくといたしまして、先ほどお話に出ていた、例えば防犯カメラで人を直接殴ったり蹴ったりしているような状況が映っているもの、これもやはり刺激的過ぎて見ない方がいいというような御感想を皆さんお持ちなのか、それとも、やはり見た上で判断したいなというお気持ちもあるのか、率直なところをお聞かせ願えればと思います。よろしく願いいたします。

司会者

まずは3番の方は殺人未遂の事件で、そういう刺激的な証拠と思われるものがあつたと思われませんが、気になるところはありましたか。

3番

刺激的な映像というものは特になかったと思います。

司会者

医師の証人尋問の際も、特に傷とかの証拠はなかったということですか。

3 番

一切ありませんでした。

司会者

特にそれをごらんいただくことについて、何か自分で見たらどうかなというようなどころはありますか。

3 番

難しいですね。

司会者

実際にどういうものか分からないということですか。

3 番

やっぱり見たくないのも多分あると思うんですけど、見て判断するのも大事なのかなと思います。

司会者

2 番の方と 6 番の方の事件の映像に、暴行している部分は映っていたんですか。

2 番

いえ、それは映っていませんでした。暴行しているところは映っていませんでしたし、被害を受けられた方の傷も非常に軽症でしたので、そういう映像は出てきてません。ただ、その動き、防犯カメラの映像で転々と動いていてるところとかを見て実感を強くしたということはありません。ちょっと外れてしまうかもしれないんですが、私が裁判員を体験したよという話をすると、うわっ、でも怖い映像を見るのが嫌だから私はできないわって言う人はとても多いので、それでもしできないなというふうに思っちゃう人がすごく多いんだとしたら、それはちょっと参加できる人を限ってしまうことにな

るかもしれないなと思ってます。

司会者

6番の方はいかがですか。

6番

私の事件もあまり流血をするようなものではなかったんですけど、やっぱり判断に関わるところは見ざるを得ないのかなと思います。そうでないものはマスクしてあっても、全部が全部を見なくても判決は出せるかなと思いました。

司会者

刺激的な証拠があった可能性のある方はこんな感じですか。

河原検察官

できれば皆さんの御感想を頂ければと思います。

司会者

5番の方、いかがですか。

5番

そういう殴る蹴るの映像とかだったら大丈夫かな。たまにテレビなんかでもニュースで映ってたりするので大丈夫かなと思いますけれども、殺人のそういうのとかは。でも、御遺族の方とかが、こんなひどい殺され方をしたのを見てほしいという気持ちもとてもよく分かるので、ちょっとどうかな。分からないです。

司会者

4番の方、いかがでしょうか。

4番

僕が関わった案件に関してはそういうものはないんですけど、多少踏み込んで言うと、自分のやってきた仕事が多少メディア系の仕事なんです。それで、ある時代から、みんなが残酷だったり嫌がったりするものに関しては、

できるだけソフトにソフトにしようというのが世の中に大勢を占めるようになって、どんどんどんどんそういうふうにソフトにし始めてるということだけは否めないで、そういうふうにしてしまったことがいいかどうかというのはちょっとメディアの責任にも関わるよなという印象、評論家的な印象なんですけども、あります。もっと前の、例えば1950年代とかのそういう裁判系あるいは映像系で言うと、もっとそういうリアルなものが出てたんですね。それがあつた種どんどん出にくくなつてること自体に関わってくるのかもしれないなとは思いました。

司会者

よろしいですか。では、弁護士から。

牧野弁護士

弁護士の牧野です。貴重なお話、ありがとうございました。今日幾つか興味を持ったテーマがあつたんですが、一つが殺意についての判断及び立証方法についてです。1番の方は、弁護人は殺意を争つてると言いながら本気で争ってないじゃないかという御指摘がありました。確かに冒頭陳述メモを見ても、殺意は、死ぬかもしれないがそれでも構わないという認識があつたかが争点だとしてるんですね。これを我々法律家の用語では未必の故意と言っています。確実に殺してやろうというのが確定的故意というのものです、それよりは弱い故意で、確実に殺そうとまでは思わないけども、ひょっとして死んだら死んでも構わないという故意の主張をしてるんですね。恐らくこの弁護人は、確定的故意だけは否定して、それよりは情状は軽くしたいと。この事案は牛刀を使って、なかなか犯行態様が強烈なので、全面的に殺意を争うのは難しいから、ちょっと程度の低い故意に落とそうという意図も見られるかと思つて、弁論も読むと、少なくとも強い殺意はないとしていて、それが1番の方はかなり御不満だつたと思うんですが、弁護人から見るとかなり確定的殺意が認められてしまうかもしれない事案で、それよりは弱いと

いう主張をするということは、作戦としてはあり得ないではないかと思えます。逆に弁護人が、絶対殺意なんかないですよ、傷害に決まってるじゃないですかと言いついたら印象はどうだったかという点をまずお聞きしたいんですが。

1 番

全く殺意がないという主張は、はなからできるわけもないでしょうし、20センチの牛刀を使って未必の故意だなんて言うこと自体が私はナンセンスだと思ってます。それで足を狙ったとか腕を狙ったんならまだ分かりますよ。人体の重要な臓器がある胴体を20センチもある牛刀で狙つていて、未必の故意だというのは。第一、未必の故意なんていう弁護の仕方よりも、私はむしろこの場合だったら認めて情状酌量的なところを、要するに被害者にも非常に落ち度があるんですよ。被害者は、不法行為として民事の訴訟の対象になると思ってました。残念ながら被告人はもう逮捕されちゃったんでその訴訟はできてないですけど、そのバランスを見ないといけないなと、思いました。

牧野弁護士

分かりました。私は、もっと堂々と殺意を争うべきなのに弱気過ぎるという批判かと思ったんですが、そうじゃなくて、もう殺意は認めちゃって、むしろ情状の方で、浮気したのが悪いじゃないかという方を攻めて、情状で救ってあげるべきだったという御指摘ですね。

1 番

はい。

牧野弁護士

ありがとうございました。次に3番の方は殺意の有無について、最初は殺意って何だかよく分からなかったけども、裁判所から人が死亡する蓋然性が高い行為をそれと知りつつしたら殺意があると聞いて、ああ、なるほどと分



かってきて、それならということでこの事件が分かってきたということで、これはさっきの認容説とは違って蓋然性説と言われてるんですけど、ちょっと専門用語になり過ぎで困るんですけども、要するにさっきの未必の故意というのは、最後は死んでも構わないというところに行くんですね。ところが今裁判所が主流で使ってるのは、死んでも構わないというところまで必要なくて、死ぬ危険性がある蓋然性が高くて、これが高いということを知ってれば殺意があるという説明概念を使ってるんです。それについては弁護士会内部で反対意見もあるんですが、裁判実務がそれで動いてますから、それはそれ前提で構わないんですけども。3番の方にお聞きしたいのは、最初に抱いていた殺意というのと、裁判所から説明されたそういう概念で判断することのギャップを感じたかどうかという点です。なぜかという、本件の場合、飲み屋で自分じゃなくて飲み屋仲間を非難されて頭にきて、しかも果物ナイフで1回だけ刺したと、動機が弱いような事案なんで、ひょっとしたら殺意が本当にあったかどうか悩んだかもしれないのに、今のような図式で殺意を決めたことについて戸惑いみたいなものはなかったかどうか。いかがでしょうか。

3番

100円ショップで買ったような果物ナイフで、刺した場所が肩の方だったかな。

牧野弁護士

左側胸部で、弁護人は左肩を狙ったと主張しています。

3番

酔っぱらってたというのもあって、果たして本当に殺意があったんだろうかと考えたんですね。それはすごく最後の最後までずっと私は悩んで。しかも10センチのナイフで、酔った勢いで奥まで刺しちゃったのかなとか、本当に殺意があったのか、殺そうと、死亡してもいいと思ってやったのかどう

か。

牧野弁護士

ありがとうございました。それから、4番の方にお聞きしたいんですが、4番の方は先ほど、分かりやすさということについて、それはいいんですけども、それって本当に大事なのかなと、分かりやすさで済ましちゃっていいのかと、むしろ分かりやすさに安直に乗らないで、本当は何だったのかというのを突き詰めないと裁判の役割を果たさないんじゃないかというような指摘のように感じたんですね。その観点からいくと、先ほどの通話履歴が一部しか出てないとかそういう点で、分かりやすさ中心じゃなくて、証拠を少し増やしてもいいから、徹底的な真理追究をしてほしいというようなお気持ちがあるんでしょうか。

4番

今コンパクトにおっしゃっていただいたそのとおりですね。分かりにくいので嫌だと思っんです。分かりやすいのがいいに決まってるんですけど。昔、子供がテレビを見ていて、「お父さん、あの人がいい人、悪い人。」って聞いてきたことがあって、いやいや、世の中がいい人と悪い人ってそう簡単には分けられないよというふうに思っんですけど。どうしても、メディアとかも含めて全部分かりやすさを優先し、分かりやすさからこぼれ落ちるものがどんどん落とされてるような気はしてて、分かりやすさってちょっと警戒しなきゃいけないぞというふうには思っで。分かりやすいこと、スピーディなこと、合理的なことって、これはもちろん裁判にも必要だとは思っんですけど、ちょっとそこでさくさくいっちゃうとまずいんじゃないのというのは、忘れちゃまずいんじゃないだろうかというふうには思っでます。

牧野弁護士

分かりました。ありがとうございます。それからもう1点、2番の方と6番の方にお伺いしたいんですが、量刑という言葉も初めて聞いて、量刑って

一体何かも知らなかったと。2番の方も6番の方も量刑判断というのがとても難しくて悩んだけども、そのときに量刑データベースというのがあって、過去にはこういう類型ではこの程度であるというのが参考になったとおっしゃってたんですが。その点に関連して、何も無いときに、懲役5年から死刑まであって何年だと言って13年だと言える人は多分いないと思うんですよね。参考になるのはいいんですが、一方で、量刑データベース、過去の例を一応基準として参考にしようとしたときに、市民の常識を入れて市民の感覚で量刑も決めようというふうな発想も裁判員制度にはあると思うんですが、そういう意味で妨げになるという意見を言う人もいます。2番、6番の方は参考になったのと同時に、やっぱり市民としてこの事件は今までの例と違って何か自分たちの常識も入れたいというような思いもあったのか、その辺はいかがでしょうか。

2番

なすびの値段は知ってるんですけど、ヨーロッパのお城の値段は知らないんですね。そういうことだと思うんです。なので量刑に関しては、あのデータベースがないと私たちは多分一切決められなかったと思うので、逆に今おっしゃったようにあれが妨げになるんじゃないかという議論をするのであれば、私たちはものすごく知識を持っていないと裁判に参加することはできなくなります。

牧野弁護士

ちょっと狭過ぎる質問だったかもしれませんが。裁判官は恐らく、これは一応参考にしてくださいと、でも厳密に縛られなくてもいいですよという説明をされることが多いと思うんですね。行為責任を基準に、あとは皆さんの判断で、という説明はありましたか。

2番

もちろんありました。

牧野弁護士

それは参考になりましたか。

2 番

参考になりました。完全に全てのことが書かれてるわけではないですけども、補足を多少していただきながら。

牧野弁護士

6 番の方，いかがですか。

6 番

私も，もしあれがないと，検察官が出したものをよしとしてしまう。

牧野弁護士

求刑ですね。

6 番

求刑に引っ張られることの方が多んじゃないかなという気はしました。

牧野弁護士

そういう意味でよかったということですね。

6 番

そうです。はい。

司会者

他に，今日参加されている検察官，裁判官も含めてですが，弁護士から，何か御質問があれば。どうぞ。

長島弁護士

弁護士の長島と申します。本日はどうもありがとうございました。私からは配布物について伺いたいのですけれども，自分で作るときも配布物はなるべく分かりやすく簡明にしようと思って情報量を絞る一方で，それを後で見返していただいて議論の材料を見ていただくという意味では，なるべく重要な点は情報量を維持して割と詳しく書いた方がいいんじゃないかという思

いもあり、いつも悩むんです。その点、皆さんの感想としてはいかがだったでしょうか。あまりにも簡単過ぎる配布物で、もうちょっと書いてほしかったというのか、いろいろぐちゃぐちゃ書き過ぎて分かりにくかったと、あまり参考にしなかったよというのかなどについて伺えればと思います。

司会者

今の御質問をこちらで引き取って、論告、弁論の議論にもつなげていきたいと思うんですけれども。論告、弁論という形で、証拠調べが終わった後で検察官、弁護人がそれぞれ最後に主張されるわけですが、そこではおのずと証拠調べの内容が入ってきますので情報量がかなり多くなってまいります。そのときにそのような情報量をそのまま入れていくのがいいのか、ある程度まとめていった方がいいのかという辺りが関心の所在かと思うんですけれども、そのような観点で、論告、弁論どちらでも、また、それぞれについてでも結構です。1番の方からお願いします。

1番

検察側の書類が事実について全て書いてあるのに対して、弁護側の書類というのは、当て推量とは言わないですけども、要するに事実を積み重ねて自分が持ってきたような真実と言いますかね、事実と真実は違いますが、そこら辺のまとめ方があんまり共感を得ないようなまとめ方だと。あと、御質問では事実を絞って簡潔にということなんですが、書類を作る力量の差みたいなもの、本論とは関係ない、書類の作り方のレベルだと思うんですよ、これは。裁判の戦術とか今おっしゃったようなこと以前の、これじゃちょっと、自分の備忘録みたいなもので、さっきも申しあげましたが、私にはこれはあまり納得できないというか、賛成できるような資料ではなかったですね。

長島弁護士

情報量の問題ではないということですね。

1 番

情報量ではないんですよ。これは情報量ではなくて、事実を積み上げて自分の思ってる真実に持ってきてたいと。要するに殺意があったかないかなんていうのは本来は内心の問題で分からないんですよ、そんなことはね。それを推定しようというときに、この書き方とこの文章とこの情報量では裁判員からの共感というのは得られないと思います。

長島弁護士

分かりました。ありがとうございます。

司会者

2 番の方、いかがですか。

2 番

分量だったり書く技量のお話をされてましたけども、結局のところ私たちはすごく時間が限られていて、資料を持ち帰ることもありませんから後で見返すこともできませんし、その場で話を聞きながら追っていくという読み方になるんですね。そうなった場合に、見ながら聞いていくということをしつかり意識された作りになってるかどうか、多分使える書類になってるかどうかにつながると思うんです。ただ、書類がきちり作れてることが大事ではないので、人によると思うんですけど、私は一切メモを取らずにいて、書類を見返すこともあまりない方でした。それがすごく重要な方もいれば、そうじゃない人間もいて、どういうふうに話をされてるかというのを聞きたいという人もいるとは思いますが。

司会者

補足しますと、2 番の方の事件では弁論要旨はレジュメみたいなものが1枚配られて、あとはパワーポイントか何かで説明をされて、中には防犯カメラの映像も織り交ぜて弁論されているようですけれども、この点は説明を聞いていれば分かったということですか。

2 番

そうですね。はい。

司会者

3 番の方、いかがですか。

3 番

私はむしろ弁護人の言うものというのがすごく分かりやすかったかなと思って。ただ、すごく分かりやすいんですけど、内容がかなりシンプルに書かれてるので、ちょっと言葉が足りないところもあるんじゃないかなと、聞きながら何か所かクエスチョンが付くことがありました。それはちょっと今覚えてないんですけど。

4 番

すいません。ちょっと上から目線の物言いしちゃいますが、僕が担当した案件というのが、さっき申し上げたように、ただ文章が書いてあるだけなんです。それで裁判長に、いわゆるパワーポイントとかそういったものというのを使っちゃいけないんですかと聞いたら、いや、そういうルールは全くないんだと。ああ、そうか、この担当した弁護人というのは、いかにプレゼンテーションするかという今の情報化時代をまるで生きてない人なんだなと思ったんです。それで、率直な印象で言うと、情報量が多いか少ないかとかいうことで伝わりやすいか伝わりにくいかではないと俺は思います。つまり、いろんな業種でクライアントにプレゼンするということと、みんな必死になっていろんなトレーニングをしてるわけですけど、多分そのトレーニング、その町場のレベルに至ってないんじゃないかと思うんです。非常にある限られた業種の中でずっと脈々と伝わってきたから、ものすごく初歩的なことを今おっしゃってると思ったんですけど、量が多いか少ないかではないと。それこそテクニックであり、技術だよと。そこをトレーニングしてないというのはまずいだろうというふうな印象を持ちました。上から目線でごめんなさ

い。

司会者

5 番の方，いかがでしょうか。

5 番

1 番の方と違って，私たちの弁護人はとても優秀で，裁判官が絶賛されていてまして，1 日 1 回はこの弁護人は優秀だねとおっしゃってたんですけども。最後の弁論の資料は A 3 判 2 枚あっていっぱい書いてあるんですね。でも，すごく分かりやすくレイアウトされてあって，箇条書きで細かく細かく書いてあって，図になってたり，印もいっぱい付いてたり，太字とか色付けがされてて，見やすいことは見やすいんですけども，情報量はすごく多いんです。その方は最終弁論のときに，これから私が申し上げることは全部このメモに書いてあります，なので評議室に戻ったときにこのメモはまた見返してください，今は私の話を聞いてくださいというふうにおっしゃっていました。そういうやり方もありかなと思います。そうすると，そのときはすごく一生懸命聞いて，メモを取りながら聞くというのもすごく大変だし，見ながら聞くというのもすごく大変なので，そのときは聞くことに集中できるし，評議室に戻ってから，すごく細かいことも，ああ，そうだったね，そうだったねと比較しながら全部見返せるので，そういうのもすごくいいねというふうになりました。

4 番

プレゼンの第一歩ってやつよね，それね。

司会者

6 番の方，いかがですか。

6 番

私も流れとしては検察官の資料はとてもよくできているんですけども，弁護人の資料は，パワーポイント的にはちょっと稚拙というか，パワーポイ



ントが出始めた頃感じなんです。でも、字が大きくなってたりして、ここにポイントを置きたいという熱意は分かる。なので、テクニックに走ってきれいな資料を作っても心は打たないと逆に思いました。それよりも何か客観的な証拠を出すとか、そっちの方が説得力はあるんじゃないかなと思いました。

長島弁護士

ありがとうございました。

司会者

他の方、よろしいでしょうか。このような形で冒頭陳述から証拠調べが終わって、論告、弁論まで行って、この段階では証拠の内容も理解していただいているし、当事者の主張も分かっていた上で評議に入っていただくということになっているはずなんですけど、いかがでしょうか。皆様が経験した事件のときに、評議に入って裁判官から説明を受けて、あっ、そういう証拠だったんだと初めて分かったりだとか、被告人とか弁護人が言ったのはこういうことだったんだというのが初めて分かったとか、そのようなことがなかったでしょうか。もっと前の段階でも裁判官の説明で分かったというようなところは先ほどから幾つかお話が出ているんですけど、最終的な評議の場面、具体的に争点を判断するこの段階において裁判官の説明でようやく分かったみたいなところがあったか、なかったか、この辺を最後にお聞きしておきたいと思いますが、1番の方、いかがでしょうか。

1番

私も量刑については非常に悩みまして、最初はすごく軽くしたいと思ったんですよ。というのは、税金を使ってこの人に7年も8年も刑務所でのうのうと暮らしてほしくないなど。一刻も早く世の中に出て納税してよという気持ちが強かったんで。最初の1日目、2日目はその思いが強かったんですけど、裁判長からホワイトボードを使っていろいろ刑罰の目的も含めて説明が

ありましたから、そこら辺は非常に分かりやすく、量刑の目的というか刑罰の目的自身をすごく勉強させてもらったんで、証拠などは特に補足の説明もなく分かるくらい分かりやすかったんで、そういったところですかね。

司会者

殺意の有無を判断する上での材料も分かっていたと。

1 番

分かりましたね。

司会者

判断するときの枠組みみたいなのも特に補足もなく双方の主張を聞いていれば分かったということですか。

1 番

そうですね。

司会者

2 番の方はいかがでしょうか。

2 番

争点に関しては、理解をした上で評議に臨むことができました。

司会者

情報の過不足はなかったということになりますか。

2 番

過不足に関しては、私が把握できることはある程度限られてることだと思って私は臨んでいたんで、全で一から十まで何もかも知って臨むということは私はできないというふうに思っていたので、私は3日間で見ただけ、聞いたことだけで判断するという事しか私はできないと思っているので。

司会者

それで結構なんですけれど、証拠が出ていたはずなのに、評議の段階で、あの証拠はどうだったかというのがよく把握できていなかったとかいうこと

はなかったということですね。

2 番

それはないです。

司会者

3 番の方はいかがでしょうか。

3 番

問題は特になかったです。

司会者

裁判官から言われて評議の段階で、ああ、そういうことだったかということとはなかったですか。

3 番

それはなかったです。

司会者

先ほど牧野弁護士からの質問の中にもありましたけれども、殺意というものがどういうものかというような説明は、裁判官から説明があったと。

3 番

はい、ありました。

司会者

これはかなり前の段階ですか。

3 番

そうですね。いつの段階だろう。

司会者

冒頭陳述の辺りで説明があった可能性もありますか。

3 番

その辺りだと思います。

司会者

それ以降は、そういう前提で証拠を見て、主張も聞いたということですね。

3 番

はい。

司会者

4 番の方、いかがでしょうか。

4 番

今おっしゃったようなポイントに関しては、最後の段階も問題はなく、多分僕以外の裁判員も同じように共有できていたと思います。

司会者

特に評議になって裁判官から説明を受けて分かったというようなところは。

4 番

そういうことにはなっていないと思います。

司会者

5 番の方、いかがでしょうか。

5 番

私も特にないんですけど、すごく小さなことでもいいですか。

司会者

はい、どうぞ。

5 番

この被告人は、性的行為をいろいろしてるんですけども、どうも何か普通の恋人同士がやるような感じの部分も見受けられるところがあって、何かしっくりこないなという意見を言ってる人も、私もそうだったんですけど、数人いたんですけども、そのときに裁判官の方が、この被告人の男性はどうもちょっと疑似恋愛をしてるような何かそんな感じがするというふうなことを言って、そこで、あっ、そうかもと思いました。

司会者

そうすると、そういうもやもやをある程度整理してもらったというような感じなんですか。

5 番

そうですね。有罪なのは、割と分かりやすい事件で、目撃者の証言と合わせると、有罪は割とすぐ分かったんですけど、細かいところでそういうのがあったんで、そこをちょっと言っていたら良かったです。

司会者

6 番の方はいかがでしょうか。

6 番

私も裁判には初めての裁判員でもついていけるようなレベルにしてくださっていたと思いますので、そんなに悩むこともなく話にはついていけたと思っています。

司会者

特に評議の中で初めて気付いたとか分かったとかというような感じではなかったということですか。

6 番

はい、そうですね。ただ、二つ目の追起訴状をどう扱うかということについて、刑罰を増やすべきなのか、あのぐらいのことは町の中のいざこざでしょっちゅうあることなのかという判断がやっぱりちょっと難しかったですね。

司会者

量刑の判断が難しかったということですかね。

6 番

はい。

司会者

分かりました。最後はちょっと駆け足になってしまいましたけれども、お話を頂いたことを踏まえて今後よりよい裁判員裁判の実現に、裁判所、検察

庁，弁護士会で協力しながら努めてまいりたいと考えています。念のためですが，最後に何か御質問はございますか。よろしいでしょうか。それでは，本日はお忙しい中お集まりいただきまして貴重な御意見をお話いただき，誠にありがとうございました。これで終わりとさせていただきます。

以 上